

岐阜県図書館協議会運営要綱

（総則）

第1条 この要綱は、岐阜県図書館条例（平成23年岐阜県条例第40号）第7条の規定に基づき、岐阜県図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、岐阜県図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、岐阜県図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応ずるとともに図書館が行う図書館サービスについて、館長に対して意見を述べる。

2 協議会で協議する事項は、概ね、次の各号のとおりとする。

- (1) 図書館運営の基本方針に関すること。
- (2) 図書館の運営実績の評価に関すること。
- (3) 図書館が行う図書館サービスに関すること。
- (4) 市町村図書館等の支援に関すること。
- (5) 図書館資料の収集方針に関すること。
- (6) 他の図書館との協力、連携に関すること。
- (7) 他の社会教育機関との協力、連携に関すること。
- (8) その他

（会議の開催）

第3条 協議会委員長（以下「委員長」という。）は、館長から諮問があったときは、協議会を開催するものとする。

2 委員長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

（会議の招集）

第4条 委員長は、協議会を開催しようとするときは、開催予定日の7日前までに委員及び関係者に通知するものとする。

（職員の説明、資料の提出）

第5条 委員長は、協議会の会議において図書館職員に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 図書館職員は、協議会の会議に出席して意見を述べるることができる。

（参考人等の意見）

第6条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、学識経験者、その他の関係人から意見を聴くことができる。

(会議の傍聴)

第7条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、予め、自己の氏名、住所、その他必要な事項を記入した岐阜県図書館協議会傍聴申請書（別記第1号様式）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、傍聴を許可しようとするときは、岐阜県図書館協議会傍聴許可書（別記第2号様式）を申請者に交付する。

3 傍聴人は、岐阜県図書館協議会傍聴許可書に記載された注意事項を遵守するとともに、議長の指示に従わなければならない。

(会議録の作成)

第8条 委員長は協議会を開催したときは、会議の概要、出席委員の氏名、その他必要な事項を記載した簡明な会議録を作成するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、図書館総務課が担任する。

(その他)

第10条 本要綱の改正については、協議会に諮って定めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。